

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編 目次		
1 総 則	1 総 則		
第1節 目 的 …………… 1	第1節 目 的 …………… 1		
第2節 県土の自然条件 …………… 3	第2節 県土の自然条件 …………… 3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 18	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 18		
2 風水害対策計画	2 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全 …………… 26	第1節 県土の保全 …………… 26		
第2節 土砂災害防止対策 …………… 32	第2節 土砂災害防止対策 …………… 32		
第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 37	第3節 道路・港湾の安全対策 …………… 37		
第4節 都市防災 …………… 38	第4節 都市防災 …………… 37		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 39	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… 39		
第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40	第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40		
第7節 気象業務整備 …………… 41	第7節 気象業務整備 …………… 41		
第8節 情報通信設備等の整備 …………… 42	第8節 情報通信設備等の整備 …………… 41		
第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45	第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45		
第10節 火災予防 …………… 46	第10節 火災予防 …………… 45		
第11節 防災知識の普及 …………… 49	第11節 防災知識の普及 …………… 48		
第12節 防災訓練 …………… 51	第12節 防災訓練 …………… 51		
第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 55	第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… 55		
第14節 要配慮者支援 …………… 58	第14節 要配慮者支援 …………… 58		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織 …………… 61	第1節 組織 …………… 61		
第2節 動員 …………… 70	第2節 動員 …………… 70		
第3節 気象情報等計画 …………… 70	第3節 気象情報等計画 …………… 70		
第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 82	第4節 災害情報の収集・伝達 …………… 82		
第5節 通信 …………… 90	第5節 通信 …………… 90		
第6節 広報 …………… 98	第6節 広報 …………… 98		
第7節 消防活動 …………… 102	第7節 消防活動 …………… 102		
第8節 水防 …………… 105	第8節 水防 …………… 105		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第9節	災害警備	110	第9節	災害警備	110		
第10節	交通計画	111	第10節	交通計画	111		
第11節	避難	117	第11節	避難	117		
第12節	食糧供給	121	第12節	食糧供給	121		
第13節	衣料・生活必需品等供給	124	第13節	衣料・生活必需品等供給	124		
第14節	給水	127	第14節	給水	127		
第15節	要配慮者安全確保対策	127	第15節	要配慮者安全確保対策	127		
第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	130	第16節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	130		
第17節	医療・助産	130	第17節	医療・助産	130		
第18節	防疫	132	第18節	防疫	132		
第19節	災害廃棄物の処理	134	第19節	災害廃棄物の処理	134		
第20節	死体の捜索及び処理埋葬	135	第20節	死体の捜索及び処理埋葬	135		
第21節	障害物の除去	138	第21節	障害物の除去	138		
第22節	輸送	139	第22節	輸送	139		
第23節	労務計画	141	第23節	労務計画	141		
第24節	児童生徒等の安全確保・応急教育等	141	第24節	児童生徒等の安全確保・応急教育等	141		
第25節	自衛隊に対する災害派遣要請	144	第25節	自衛隊に対する災害派遣要請	144		
第26節	応援・受援	155	第26節	応援・受援	155		
第27節	農地農業	160	第27節	農地農業	160		
第28節	電力施設の復旧	162	第28節	電力施設の復旧	162		
第29節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画	163	第29節	東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画	163		
第30節	株式会社N T T ドコモ茨城支店の 災害対策計画	165	第30節	株式会社N T T ドコモ茨城支店の 非常災害対策計画	165		脱字修正
第31節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	166	第31節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	166		（防災・危機管理課）
第32節	郵政事業に係る措置	166	第32節	郵政事業に係る措置	166		
第3章 災害復旧計画			第3章 災害復旧計画				
第1節	公共施設の災害復旧	168	第1節	公共施設の災害復旧	168		
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	170	第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	170		
第3節	災害復旧資金	174	第3節	災害復旧資金	174		
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	175	第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	175		
第5節	その他の保護計画	186	第5節	その他の保護計画	186		
第6節	防災関係機関の復旧計画	187	第6節	防災関係機関の復旧計画	187		
3 海上災害対策計画			3 海上災害対策計画				

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 海上交通安全の確保 191	第1節 海上交通安全の確保 191		
第2節 船舶の安全な運航の確保 191	第2節 船舶の安全な運航の確保 191		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 192	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 192		
第4節 緊急輸送活動への備え 194	第4節 緊急輸送活動への備え 194		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 194	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 194		
第6節 災害復旧への備え 194	第6節 災害復旧への備え 194		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 195	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 195		
第2節 活動体制の確立 196	第2節 活動体制の確立 196		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 199	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 199		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 200	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 200		
第5節 緊急輸送の確保 203	第5節 緊急輸送の確保 203		
第6節 治安の維持 204	第6節 治安の維持 204		
第7節 応援の要請 204	第7節 応援の要請 204		
第8節 流出油等災害の補償対策 204	第8節 流出油等災害の補償対策 204		
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の航空状況 206	第1節 茨城県の航空状況 206		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 206	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 206		
第3節 航空機の安全な運行の確保 206	第3節 航空機の安全な運行の確保 206		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 207	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 207		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 210	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 210		
第2節 活動体制の確立 212	第2節 活動体制の確立 212		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 215	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 215		
第4節 避難指示、誘導 216	第4節 避難指示、誘導 216		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 216	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 216		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 217	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 217		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 217	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 217		
第8節 防疫及び遺体の処理 217	第8節 防疫及び遺体の処理 217		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の鉄道状況 …………… 219 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …………… 220 第3節 鉄道交通安全運行の確保 …………… 220 第4節 鉄道車両の安全性の確保 …………… 221 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え … 221 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 225 第2節 活動体制の確立 …………… 226 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …………… 229 第4節 避難指示、誘導 …………… 230 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 230 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …………… 231 第7節 防疫及び遺体の処理 …………… 231 第3章 災害復旧 …………… 232 6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 …………… 233 第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …………… 234 第3節 道路施設等の管理と整備 …………… 234 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え … 234 第5節 防災知識の普及 …………… 237 第6節 再発防止対策の実施 …………… 237 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 238 第2節 活動体制の確立 …………… 239 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …………… 243 第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 243 第5節 危険物の流出に対する応急対策 …………… 244 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …………… 244 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …………… 244	5 鉄道災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の鉄道状況 …………… 219 第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …………… 220 第3節 鉄道交通安全運行の確保 …………… 220 第4節 鉄道車両の安全性の確保 …………… 221 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え … 221 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 225 第2節 活動体制の確立 …………… 226 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …………… 229 第4節 避難指示、誘導 …………… 230 第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 230 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …………… 231 第7節 防疫及び遺体の処理 …………… 231 第3章 災害復旧 …………… 232 6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 …………… 233 第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …………… 234 第3節 道路施設等の管理と整備 …………… 234 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え … 234 第5節 防災知識の普及 …………… 237 第6節 再発防止対策の実施 …………… 237 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …………… 238 第2節 活動体制の確立 …………… 239 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …………… 243 第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 243 第5節 危険物の流出に対する応急対策 …………… 244 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …………… 244 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …………… 244		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第8節 防疫及び遺体の処理 245	第8節 防疫及び遺体の処理 245		
第3章 災害復旧 245	第3章 災害復旧 245		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 246	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） 246		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 249	第2節 石油類等危険物施設の予防対策 249		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 250	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 250		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 252	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 252		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 253	第5節 放射線使用施設等の予防対策 253		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 254	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 254		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） .. 255	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） .. 255		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 259	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） 259		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 262	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 262		
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 265	第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 265		
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 269	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 269		
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 270	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 270		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 271	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 271		
第8節 避難誘導対策 272	第8節 避難誘導対策 272		
第9節 捜索・救出・救助対策 273	第9節 捜索・救出・救助対策 273		
第10節 応援要請対策 273	第10節 応援要請対策 273		
第11節 医療救護対策 273	第11節 医療救護対策 273		
第12節 緊急輸送の確保 273	第12節 緊急輸送の確保 273		
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 災害に強いまちづくり 275	第1節 災害に強いまちづくり 275		
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 276	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 276		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 276	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 276		
第4節 防災知識等の普及 278	第4節 防災知識等の普及 278		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 279 第2節 活動体制の確立 280 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 283 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 283 第5節 避難の受入れ 284 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 284 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 284 第8節 防疫及び遺体の処理 285 第3章 災害復旧 285	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 279 第2節 活動体制の確立 280 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 283 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 283 第5節 避難の受入れ 284 第6節 施設及び設備の応急復旧活動 284 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 284 第8節 防疫及び遺体の処理 285 第3章 災害復旧 285		
9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり 286 第2節 林野火災防止のための情報の充実 286 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 286 第4節 防災活動の促進 289 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 289 第2節 活動体制の確立 291 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 293 第4節 緊急輸送のための交通の確保 295 第5節 避難の受入れ 295 第6節 施設、設備の応急復旧活動 295 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 295 第8節 二次災害の防止活動 296	9 林野火災対策計画 第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり 286 第2節 林野火災防止のための情報の充実 286 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 286 第4節 防災活動の促進 289 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 289 第2節 活動体制の確立 291 第3節 救助・救急、医療及び消火活動 293 第4節 緊急輸送のための交通の確保 295 第5節 避難の受入れ 295 第6節 施設、設備の応急復旧活動 295 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 295 第8節 二次災害の防止活動 296		
1 総則 第2節 県土の自然条件 第2 気候 1 気候 本県は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他府県に	1 総則 第2節 県土の自然条件 第2 気候 1 気候 本県は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他府県に	3	他の風速単位の記述を 整合させるため。

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は<u>20m</u>を超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 （略） 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器_____及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 関東財務局 1 <u>災害復旧事業費の査定立合いに関すること。</u> 2 <u>災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。</u> 3 <u>災害復旧事業の融資（長期）に関すること。</u> 4 <u>国有財産の無償貸付業務に関すること。</u> 5 <u>金融上の措置に関すること。</u> （略） 第6 指定地方公共機関	比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は<u>20m/s</u>を超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関 （略） 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。 関東財務局 1 <u>災害査定立会に関すること。</u> 2 <u>金融機関等に対する金融上の措置に関すること。</u> 3 <u>地方公共団体に対する融資に関すること。</u> 4 <u>国有財産の管理処分に関すること。</u> （略） 第6 指定地方公共機関	19 19	（水戸地方气象台） 非常災害時に貸与する資機材（臨時災害放送局用設備）の追記（関東総合通信局） 関東財務局本局の記載に合わせたもの（関東財務局水戸財務事務所）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社_____茨城放送） - 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する こと。 - 県民に対する災害応急対策等の周知に関する こと。 - 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に 関すること。 (略) 2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全 第1 治山治水計画 1 治山計画 (2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総 数で1,249箇所あり、その内訳は次のとおりである。（令 和<u>5</u>年3月末現在） (略) これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流 出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止 するため、森林法により策定された森林整備保全事業計 画（令和<u>元</u>年～令和<u>5</u>年度）に基づき、（略） 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概要 (略) 令和<u>4</u>年度末現在で、民有保安林<u>18,099</u>ha、国有保安 林<u>38,042</u>ha、計<u>56,141</u>haの保安林が配備されている。	(略) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社<u>LuckyFM</u>茨城放送） - 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する こと。 - 県民に対する災害応急対策等の周知に関する こと。 - 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に 関すること。 (略) 2 風水害対策計画 第1章 災害予防 第1節 県土の保全 第1 治山治水計画 1 治山計画 (2) 治山施設の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総 数で1,249箇所あり、その内訳は次のとおりである。（令 和<u>6</u>年3月末現在） (略) これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流 出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止 するため、森林法により策定された森林整備保全事業計 画（令和<u>6</u>年～令和<u>10</u>年度）に基づき、（略） 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概要 (略) 令和<u>5</u>年度末現在で、民有保安林<u>18,116</u>ha、国有保安 林<u>38,041</u>ha、計<u>56,157</u>haの保安林が配備されている。	24 26 26	事業者名変更による変 更 （株式会社LuckyFM茨 城放送） 時点修正 （林業課） 時点修正 （林業課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 河川改修 (2) 河川改修事業 イ 補助河川改修 河川整備計画に基づき、近年浸水被害が発生した河川や流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進する。 また、水門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく延命化を図り、出水時における操作に支障がないようにする。 <u>河川改修事業として涸沼川外37河川、特定構造物改築事業として八間堰水門外11施設で整備中である。</u>	3 河川改修 (2) 河川改修事業 イ 補助河川改修 河川整備計画に基づき、近年浸水被害が発生した河川や流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進する。 また、水門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく延命化を図り、出水時における操作に支障がないようにする。 _____ _____ _____	28	整備中の箇所については、地域防災計画（本編）には馴染まないため （河川課）
第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策 3 洪水浸水想定区域の指定 (1) 国及び県は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u> <u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するように努めるものとする。</u>	第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策 3 洪水浸水想定区域の指定 (1) 国及び県は、<u>管理する</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	30	水防法の改正に伴う表現の修正 （河川課）
(2) 市町村長は、<u>洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把</u>	(2) 市町村長は、_____ <u>国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各</u>	30	水防法の改正に伴う表現の修正 （河川課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>握したときは、これを</u> 水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。 第2節 土砂災害防止対策 第2 がけくずれ対策 1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化（略） また、その他防災に必要な事項について地域防災計画に定めておくものとする。 <u>※資料8－4 急傾斜地危険箇所</u> 第3 地すべり対策 本県では、地すべり災害が予想される危険箇所が県北地方に多く確認されている。 これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるため次のような対策を実施する。 <u>1 危険箇所の実態調査</u> <u>土木部で調査した結果は資料8－6のとおりである。</u> <u>2 地すべり防止区域の指定</u> 県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。 区域の指定により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と国土の保全をはかる。 ※資料8－7 地すべり防止区域指定箇所 第4 土石流危険渓流対策（略） これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。	<u>号に掲げる事項を</u> 水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。 第2節 土砂災害防止対策 第2 がけくずれ対策 1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化（略） また、その他防災に必要な事項について地域防災計画に定めておくものとする。 第3 地すべり対策 本県では、地すべり災害が予想される危険箇所が県北地方に多く確認されている。 これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるため次のような対策を実施する。 <u>1 地すべり防止区域の指定</u> 県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。 区域の指定により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と国土の保全をはかる。 ※資料8－7 地すべり防止区域指定箇所 第4 土石流危険渓流対策（略） これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。	34 35 35	「土砂災害危険箇所」等については、令和6年度より使用しないこととする旨、国土交通省より通知されたため（河川課） 「土砂災害危険箇所」等については、令和6年度より使用しないこととする旨、国土交通省より通知されたため（河川課） 「土砂災害危険箇所」等については、令和6年度より使用しないこととする旨、国土交通省より通知されたため（河川課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>1 土石流危険渓流の実態調査</u> <u>土木部で調査した結果は、資料８－８のとおりである。</u> <u>2 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進</u> (1) 砂防法第２条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。 (2) 土石流（土砂・流木）に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い溪流について重点的に土砂・流木捕捉効果の高い砂防工事を推進する。 ※資料８－９ 砂防指定地 第５ 土砂災害警戒情報の発表 県と水戸地方気象台は、大雨警報_____発表中に おいて、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より 厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。 (略) 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報_____発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね２時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。 (略) 第３節 道路・港湾の安全対策 1 道路 (略) (2) 路面冠水<u>箇所</u>	<u>1 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進</u> (1) 砂防法第２条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。 (2) 土石流（土砂・流木）に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い溪流について重点的に土砂・流木捕捉効果の高い砂防工事を推進する。 ※資料８－９ 砂防指定地 第５ 土砂災害警戒情報の発表 県と水戸地方気象台は、大雨警報<u>（土砂災害）</u>発表中に おいて、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より 厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。 (略) 2 発表及び解除 【発表】 大雨警報<u>（土砂災害）</u>発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね２時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。 (略) 第３節 道路・港湾の安全対策 1 道路 (略) (2) 路面冠水<u>対策</u>	36 37	省より通知されたため （河川課） 警報名称の修正 （水戸地方気象台） 防災基本計画との整合

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
資料 8－11（路面冠水箇所）<u>のとおり。</u> （略）	<u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>参考：資料 8－11（路面冠水箇所）</u> （略） <u>(5) 道路流失対策</u> <u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u>	37	を図るため （道路維持課）
5 情報提供に係る多様な通信手段の活用 県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、<u>Twitter</u>、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	5 情報提供に係る多様な通信手段の活用 県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。 また、県民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、<u>X</u>、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。	45	名称変更による変更 （防災・危機管理課）
第11節 防災知識の普及 （略） その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める 。 また、県、市町村、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 なお、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につ	第11節 防災知識の普及 （略） その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> また、県、市町村、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 なお、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につ	49	防災基本計画との整合 を図るため （生活衛生課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
けられるよう防災教育活動を推進するものとする。 1 一般県民向けの防災教育 (6) その他のメディアの活用 (略) 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、<u>ツイッター</u>等） (略) 第14節 要配慮者支援 2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者<u>を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチーム</u>やボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)	けられるよう防災教育活動を推進するものとする。 1 一般県民向けの防災教育 (6) その他のメディアの活用 (略) 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、<u>X</u>等） (略) 第14節 要配慮者支援 2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者<u>毎の在宅療養を支援する関係者</u>やボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)	51 60	名称変更による変更 (防災・危機管理課) 全市町村で普遍的に使用されている文言への修正 (健康推進課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。 (1) 組織系統 (本部会議) 本部長 副本部長 本部員 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議会事務局長) (現地災害対策本部) 防災会議 (本部事務局) 局長：防災・危機管理部長 次長：〔防災・危機管理部次長 〔防災・危機管理課長 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班 総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班、 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 商工労働班 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班 警備対策部 （県警本部長が別に定める。）	第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。 (1) 組織系統 (本部会議) 本部長 副本部長 本部員 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議会事務局長) (現地災害対策本部) 防災会議 (本部事務局) 局長：防災・危機管理部長 次長：〔防災・危機管理部次長 〔防災・危機管理課長 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班 総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班、<u>避難行動要支援者（救護施設）支援班</u> 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班、 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 商工労働班 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班 警備対策部 （県警本部長が別に定める。）	62	災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正（防災・危機管理課） 微修正 （営業企画課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	現計画 掲載項	備考 () は意見提出元
[災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階		[災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階	67	誤記修正 (防災・危機管理課)
事務局長 政策企画部長 県民生活環境部長 保健医療部長 福祉部長 営業戦略部長 立地推進部長 産業戦略部長 総務部長 防災・危機管理部長 副本部長 (副知事) 本部長 (知事) 副本部長 (副知事) ① 農林水産部長 土木部長 県立病院部長 (病院事業管理者) 企業部長 (企業局長) 警備対策部長 (警察本部長) 教育部長 (教育長) 会計部長 (会計管理者) 本部付 (知事公室長) 本部付 (議会事務局長) 大型プロジェクト		事務局長 政策企画部長 県民生活環境部長 保健医療部長 福祉部長 営業戦略部長 立地推進部長 産業戦略部長 総務部長 防災・危機管理部長 副本部長 (副知事) 本部長 (知事) 副本部長 (副知事) ① 農林水産部長 土木部長 県立病院部長 (病院事業管理者) 企業部長 (企業局長) 警備対策部長 (警察本部長) 教育部長 (教育長) 会計部長 (会計管理者) 本部付 (知事公室長) 本部付 (議会事務局長) 大型モニタ		

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	現計画 掲載項	備考 () は意見提出元
[災害警戒本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階		[災害警戒本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階	68	誤記修正 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県災害対策室配置概要図 （北側廊下） 出入口 原子力施設 視察・要望班 広報班 総括班 原子力対策班 会議スペース 対策班（避難対策） 防災FAX 原子力FAX 対策班 航空運用調整班 情報班① 応援・受援班 防災関係機関 情報班② 消防応援活動調整本部 物資・燃料調整班 システム 出入口 （南側廊下） （県庁舎6階） 【設備面積】 318㎡ 【電話機】 内線32台 NTT 22台 防災13台 原子力16台 警察2台 【FAX】 NTT 5台 防災1台 原子力3台 【端末機器】 50台 【会議室】 65畳 【椅子】 128脚 第3節 気象情報等計画 第1 風水害関係 2 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれ	茨城県災害対策室配置概要図 （北側廊下） 出入口 環境放射線監視システム表示装置 視察・要望班 広報班 総括班 原子力対策班 会議スペース 対策班（避難対策） 原子力FAX 対策班 航空運用調整班 情報班① 応援・受援班 防災関係機関 情報班② 消防応援活動調整本部 物資・燃料調整班 システム 出入口 （南側廊下） （県庁舎6階） 【設備面積】 318㎡ 【電話機】 内線32台 NTT 22台 防災13台 原子力17台 警察2台 【FAX】 NTT 4台 防災5台 原子力3台 【端末機器】 45台 【会議室】 63畳 【椅子】 137脚 第3節 気象情報等計画 第1 風水害関係 2 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれ	69 70	誤記修正 （防災・危機管理課） 気象庁施策の標準的な 記載例の記述に整合さ せるため。

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																
があるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と大雨、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。 また、土砂災害や低い地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 （略）	があるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と大雨、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。 また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 （略）																		
3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要	3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要	71	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 （水戸地方気象台）																
<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<table><tr><th>種 類</th><th>概 要</th></tr><tr><td>土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td></tr><tr><td>浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td></tr></table>	種 類	概 要	土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		
種 類	概 要																		
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																		
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。																		
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																		
種 類	概 要																		
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																		
浸水キキクル （大雨警報 （浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。																		
洪水キキクル （洪水警報の 危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																		

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考()
	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予測の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度_____ _____ _____ の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。_____ _____ 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	各河川_____ _____ _____ の降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて10分ごとに更新している。		
4 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県北部」・「茨城県南部」)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。大雨_____ _____ _____ に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城__気象情報 気象の予報等について、特別警戒・警報・注意報に先立って注意を喚起する_____ _____ _____ の場合や、特別警戒・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 6 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示_____ _____ _____ や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は_____ _____ _____ 土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要_____ _____ とされる警戒レベル4に相当。		4 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県北部」・「茨城県南部」)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(茨城県)で発表される。大雨、高潮_____ _____ _____ に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報 気象の予報等について、特別警戒・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けられる_____ _____ _____ の場合や、特別警戒・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 6 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)及び土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。		72	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 (水戸地方気象台)
				72	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 (水戸地方気象台)
				72	フォントの変更・気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 (水戸地方気象台)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
（発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。） 7 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低<u> </u>地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 8 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。 9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風	（発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。） 7 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い<u>土地</u>の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 8 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。 9 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風	72 73	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 （水戸地方気象台） 改行 （水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。<u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> 10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報 水戸地方気象台 <u>霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所</u>と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。 （略） また、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達する<u>もの</u>とする。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。 （略）	が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。<u>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> 10 洪水予報河川の洪水予報 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。 (1) 国が管理する河川の洪水予報 水戸地方気象台、<u>宇都宮地方気象台、銚子地方気象台</u>は、常陸河川国道事務所 <u>又は霞ヶ浦河川事務所又は下館河川事務所</u>と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。 （略） また、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達する<u>もの</u>とする。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。 （略）	73	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 （水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
国の期間が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）			国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）				
担当官署	伝達先	伝達方法	担当官署	伝達先	伝達方法		
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX		
	関係市町村			関係市町村			
	河川情報センター			河川情報センター			
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線		
	日本放送協会			日本放送協会			
	NTT五反田センター ※1			NTT五反田センター ※1			
				総務省消防庁			
※1：NTT五反田センターは洪水警報のみ			※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。				
(2) 県が管理する河川の洪水予報 茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。			(2) 県が管理する河川の洪水予報 茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。				

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
利根川水系桜川洪水予報の伝達先			利根川水系桜川洪水予報の伝達先				
担当官署	伝達先	伝達方法	担当官署	伝達先	伝達方法		
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX		
	霞ヶ浦河川事務所			霞ヶ浦河川事務所			
	茨城県警察本部			茨城県警察本部			
	土浦市			土浦市			
	つくば市			つくば市			
	阿見町			阿見町			
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線		
	日本放送協会			日本放送協会			
	NTT五反田センター ※1			NTT五反田センター ※1			
				総務省消防庁			
※1：NTT五反田センターは洪水警報のみ			※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。				

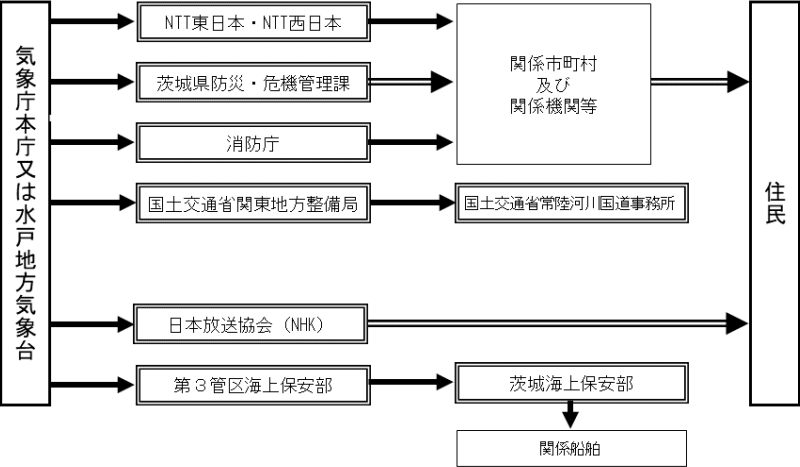
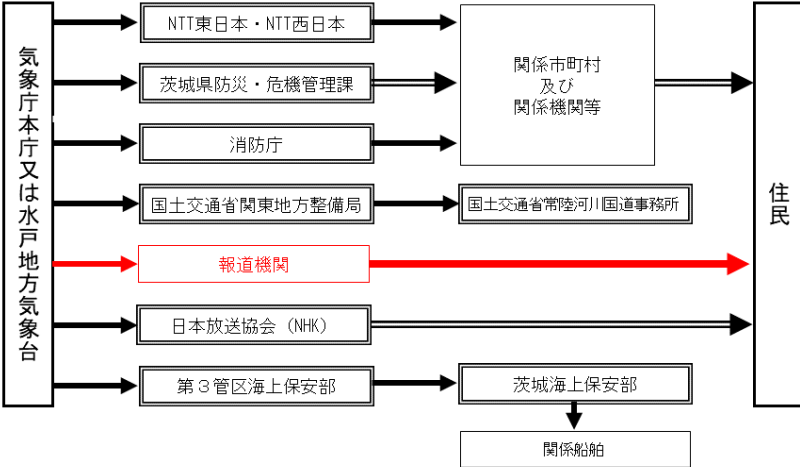
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載項	備考（）は意見提出元
伝達系統図（例：那珂川、久慈川） 関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ 83-3861 FAX 83-3798 NTT 048-600-1947 NFAX 048-600-1428 気象庁大気海洋部 NTT 03-6758-3900 NFAX 03-3434-9103 常陸河川国道事務所 流域治水課 マイクロ 723-351~358 FAX 723-359 NTT 029-240-4069 NFAX 029-240-4086 水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFAX 029-233-1681 共同発表 （一財）河川情報センター 茨城県河川課 マイクロ 83-765-4990 FAX 83-765-4499 NTT 029-301-1367 NFAX 029-301-4499 久慈川上流出張所（久慈川） NTT 0295-52-0621 NFAX 0295-52-0661 久慈川下流出張所（久慈川） NTT 0294-72-4042 NFAX 0294-72-1646 那珂出張所（那珂川） NTT 029-289-4671 NFAX 029-289-4572 水戸出張所（那珂川） NTT 029-221-2794 NFAX 029-221-2859 土木・工事事務所 市町村（水防管理団体） 住民 NTT五反田センター （警報のみ） 茨城県防災・危機管理課 NTT 03-6758-3900 NFAX 03-3434-9103 日本放送協会 NTT 029-232-9830 NFAX 029-226-7300 凡 例 == 気象庁通信系 - - - 専用線 — 公衆網 — 専用電話 — 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等	伝達系統図（例：那珂川、久慈川） 関東地方整備局 水災害予報センター マイクロ 83-3861 FAX 83-3798 NTT 048-600-1947 NFAX 048-600-1428 気象庁大気海洋部 常陸河川国道事務所 流域治水課 マイクロ 723-351~358 FAX 723-359 NTT 029-240-4069 NFAX 029-240-4086 水戸地方気象台 NTT 029-224-1105 NFAX 029-227-5230 共同発表 （一財）河川情報センター 茨城県河川課 マイクロ 83-765-4990 FAX 83-765-4499 NTT 029-301-1367 NFAX 029-301-4499 久慈川上流出張所（久慈川） NTT 0295-52-0621 NFAX 0295-52-0661 久慈川下流出張所（久慈川） NTT 0294-72-4042 NFAX 0294-72-1646 那珂出張所（那珂川） NTT 029-289-4671 NFAX 029-289-4572 水戸出張所（那珂川） NTT 029-221-2794 NFAX 029-221-2859 土木・工事事務所 市町村（水防管理団体） 住民 NTT五反田センター （警報のみ） 茨城県防災・危機管理課 NTT 03-6758-3900 NFAX 03-3434-9103 日本放送協会 NTT 029-232-9830 NFAX 029-226-7300 総務省消防庁 凡 例 == 気象庁通信系 - - - 専用線 — 公衆網 — 専用電話 — 加入電話線 - - - - テレビ・ラジオ等	76	「久慈川洪水予報実施要領」、「那珂川洪水予報実施要領」の記述に合わせるための修正 FAX番号を実態に合わせるための修正。 （水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(3) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要			(3) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要			77	気象庁施策の標準的な記載例の記述に合わせるため。 （水戸地方気象台）
洪水警報	種 類	概 要	洪水警報	種 類	概 要		
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で <u>、</u> 命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があるとされる 警戒レベル5に相当。		
	氾濫危険情報	<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に <u>対する</u> 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が 必要とされる警戒レベル4に相当。		氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への 対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から 避難する 必要とされる警戒レベル4に相当。		
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が 必要 とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から 避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
11 火災気象通報 消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 (1) 通報の実施基準			11 火災気象通報 消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。 (1) 通報の実施基準			77	微修正 （水戸地方気象台）
実施官署		実施基準	実施官署		実施基準		
水戸地方気象台		実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 <u>、</u> 平均風速が12m／s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。	水戸地方気象台		実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合、 <u>又は</u> 平均風速が12m／s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。		
<u>12 災害時気象支援資料</u> 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。			<u>12 災害時気象支援資料</u> 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。			78	フォント変更 （水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
14 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する  注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u> </u> の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 県関係 県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消	14 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する  注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号 <u>並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (2) 県関係 県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消	78 79	誤記訂正。 NHKを除く「報道機関」を追加 (水戸地方気象台) 表現の修正 (河川課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
防本部に通知する。 特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。 また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、<u>ツイッター</u>などを活用して、県民に情報を提供するよう努めるものとする。 なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 (3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。 （特別警報の種類） 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報 波浪特別警報 高潮特別警報 （警報の種類） 暴風警報 暴風雪警報 大雨 <u>〃</u> 大雪 <u>〃</u> 波浪 <u>〃</u> 洪水 <u>〃</u> 高潮 <u>〃</u>	防本部に通知する。 特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。 また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール <u> </u>などを活用して、県民に情報を提供するよう努めるものとする。 なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 (3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。 この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。 （特別警報の種類） 暴風特別警報 暴風雪特別警報 大雨特別警報 大雪特別警報 波浪特別警報 高潮特別警報 （警報の種類） 暴風警報 暴風雪警報 大雨 <u>警報</u> 大雪 <u>警報</u> 波浪 <u>警報</u> 洪水 <u>警報</u> 高潮 <u>警報</u>	81	表記の変更 （水戸地方気象台）

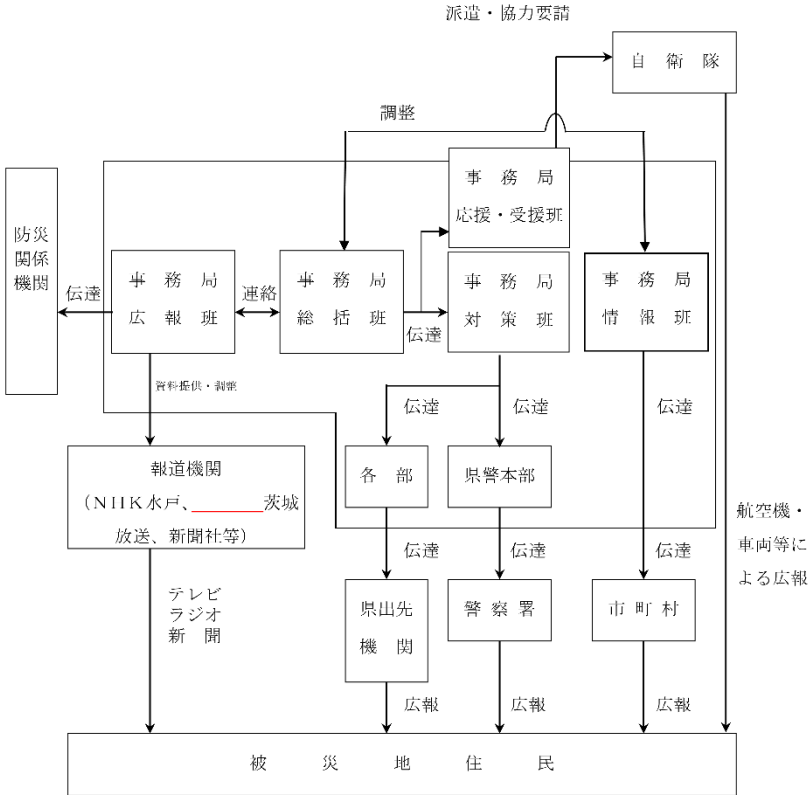
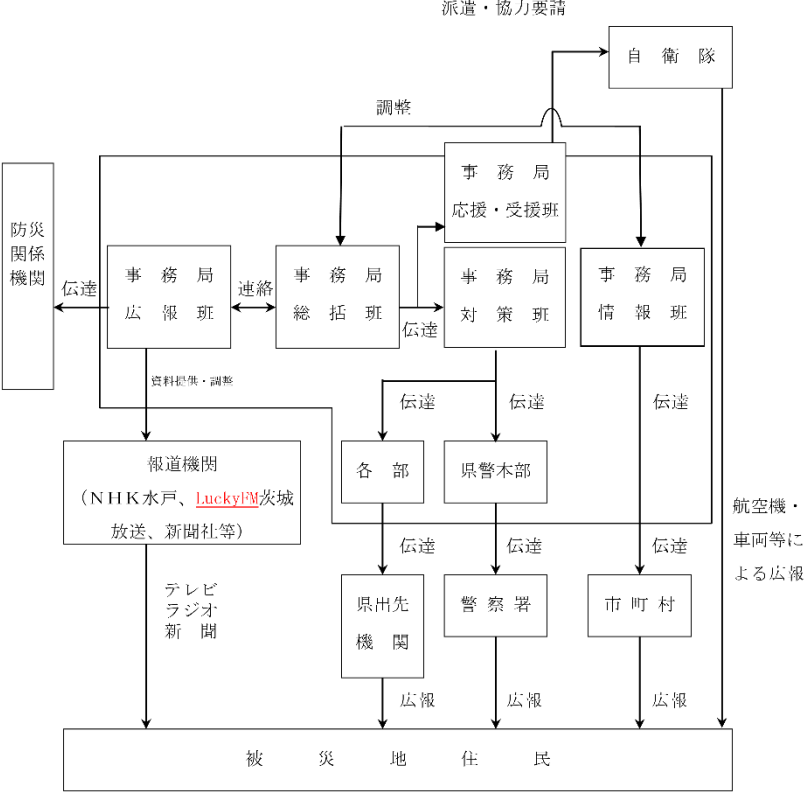
茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																																																																																				
第 5 節 3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (2) 非常通信の利用 イ 取扱い無線局 (略)				第 5 節 3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (2) 非常通信の利用 イ 取扱い無線局 (略)				95	事業者名変更による変更 (株式会社LuckyFM茨城放送)																																																																																																				
<table><tr><th>機 関</th><th>連絡担当課等</th><th>所在地及び電話番号</th><th>郵便番号</th></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 茨城支店</td><td>災害対策室</td><td>水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825</td><td>310-0061</td></tr><tr><td>関東管区警察局 茨城県情報通信部</td><td>機動通信課</td><td>水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061</td><td>310-8550</td></tr><tr><td>茨城県警察本部</td><td>通信指令課</td><td>〃 〃 (内) 3641</td><td>〃</td></tr><tr><td>国土交通省 下館河川事務所</td><td>計画課</td><td>筑西市二木成1753 0296 (25) 2173</td><td>308-0841</td></tr><tr><td>国土交通省 常陸河川国道事務所</td><td>防災課</td><td>水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074</td><td>310-0851</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社</td><td>水戸信号通信設備技術センター</td><td>水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762</td><td>310-0011</td></tr><tr><td>茨城県無線漁業 協同組合</td><td>参事</td><td>水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="3">茨城県</td><td>防災・危機管理課</td><td>水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885</td><td>310-8555</td></tr><tr><td>河川課</td><td>〃 029 (301) 4490</td><td>〃</td></tr><tr><td>水産試験場漁業無線局</td><td>ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911</td><td>312-0005</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社</td><td>茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ</td><td>水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121</td><td>310-0021</td></tr><tr><td>日本アマチュア無線 連盟茨城県支部</td><td>支部長</td><td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td><td>300-0833</td></tr></table>				機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号			東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825	310-0061	関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8550	茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内) 3641	〃	国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成1753 0296 (25) 2173	308-0841	国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074	310-0851	東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762	310-0011	茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592	〃	茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885	310-8555	河川課	〃 029 (301) 4490	〃	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911	312-0005	東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121	310-0021	日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833	<table><tr><th>機 関</th><th>連絡担当課等</th><th>所在地及び電話番号</th><th>郵便番号</th></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 茨城支店</td><td>災害対策室</td><td>水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825</td><td>310-0061</td></tr><tr><td>関東管区警察局 茨城県情報通信部</td><td>機動通信課</td><td>水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061</td><td>310-8550</td></tr><tr><td>茨城県警察本部</td><td>通信指令課</td><td>〃 〃 (内) 3641</td><td>〃</td></tr><tr><td>国土交通省 下館河川事務所</td><td>計画課</td><td>筑西市二木成1753 0296 (25) 2173</td><td>308-0841</td></tr><tr><td>国土交通省 常陸河川国道事務所</td><td>防災課</td><td>水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074</td><td>310-0851</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社</td><td>水戸信号通信設備技術センター</td><td>水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762</td><td>310-0011</td></tr><tr><td>茨城県無線漁業 協同組合</td><td>参事</td><td>水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592</td><td>〃</td></tr><tr><td rowspan="3">茨城県</td><td>防災・危機管理課</td><td>水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885</td><td>310-8555</td></tr><tr><td>河川課</td><td>〃 029 (301) 4490</td><td>〃</td></tr><tr><td>水産試験場漁業無線局</td><td>ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911</td><td>312-0005</td></tr><tr><td>東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社</td><td>茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ</td><td>水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121</td><td>310-0021</td></tr><tr><td>日本アマチュア無線 連盟茨城県支部</td><td>支部長</td><td>土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451</td><td>300-0833</td></tr></table>				機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825	310-0061	関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8550	茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内) 3641	〃	国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成1753 0296 (25) 2173	308-0841	国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074	310-0851	東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762	310-0011	茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592	〃	茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885	310-8555	河川課	〃 029 (301) 4490	〃	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911	312-0005	東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121	310-0021	日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																										
東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825	310-0061																																																																																																										
関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8550																																																																																																										
茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内) 3641	〃																																																																																																										
国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成1753 0296 (25) 2173	308-0841																																																																																																										
国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074	310-0851																																																																																																										
東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762	310-0011																																																																																																										
茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592	〃																																																																																																										
茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885	310-8555																																																																																																										
	河川課	〃 029 (301) 4490	〃																																																																																																										
	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911	312-0005																																																																																																										
東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121	310-0021																																																																																																										
日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																										
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																										
東日本電信電話株式会社 茨城支店	災害対策室	水戸市北見町 8－8 029 (232) 4825	310-0061																																																																																																										
関東管区警察局 茨城県情報通信部	機動通信課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 0110 (内) 6061	310-8550																																																																																																										
茨城県警察本部	通信指令課	〃 〃 (内) 3641	〃																																																																																																										
国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成1753 0296 (25) 2173	308-0841																																																																																																										
国土交通省 常陸河川国道事務所	防災課	水戸市千波町1962－2 029 (240) 4074	310-0851																																																																																																										
東日本旅客鉄道 株式会社水戸支社	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸 1－4－47 029 (227) 3762	310-0011																																																																																																										
茨城県無線漁業 協同組合	参事	水戸市三の丸 1－1－3 3 029 (231) 6592	〃																																																																																																										
茨城県	防災・危機管理課	水戸市笠原町978－6 029 (301) 2885	310-8555																																																																																																										
	河川課	〃 029 (301) 4490	〃																																																																																																										
	水産試験場漁業無線局	ひたちなか市新光町51 029 (273) 7911	312-0005																																																																																																										
東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社	茨城通信ネットワークセンター 運用総括グループ	水戸市南町2丁目6-2 029 (387) 3121	310-0021																																																																																																										
日本アマチュア無線 連盟茨城県支部	支部長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833																																																																																																										
<table><tr><th>機 関</th><th>連絡担当課等</th><th>所在地及び電話番号</th><th>郵便番号</th></tr><tr><td>日立市天気相談所</td><td>所長</td><td>日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520</td><td>317-0065</td></tr><tr><td>NHK水戸放送局</td><td>技術</td><td>水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841</td><td>310-8567</td></tr><tr><td>株式会社_____茨城放送</td><td>編成局報道防災センター</td><td>水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991</td><td>310-8505</td></tr><tr><td>日本赤十字社</td><td>事業推進課</td><td>水戸市小吹町2551</td><td>310-0914</td></tr></table>				機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	日立市天気相談所	所長	日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520	317-0065	NHK水戸放送局	技術	水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841	310-8567	株式会社_____茨城放送	編成局報道防災センター	水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991	310-8505	日本赤十字社	事業推進課	水戸市小吹町2551	310-0914	<table><tr><th>機 関</th><th>連絡担当課等</th><th>所在地及び電話番号</th><th>郵便番号</th></tr><tr><td>日立市天気相談所</td><td>所長</td><td>日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520</td><td>317-0065</td></tr><tr><td>NHK水戸放送局</td><td>技術</td><td>水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841</td><td>310-8567</td></tr><tr><td>株式会社LuckyFM茨城放送</td><td>報道広報事業部</td><td>水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991</td><td>310-8505</td></tr><tr><td>日本赤十字社</td><td>事業推進課</td><td>水戸市小吹町2551</td><td>310-0914</td></tr></table>				機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	日立市天気相談所	所長	日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520	317-0065	NHK水戸放送局	技術	水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841	310-8567	株式会社LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991	310-8505	日本赤十字社	事業推進課	水戸市小吹町2551	310-0914																																																														
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																										
日立市天気相談所	所長	日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520	317-0065																																																																																																										
NHK水戸放送局	技術	水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841	310-8567																																																																																																										
株式会社_____茨城放送	編成局報道防災センター	水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991	310-8505																																																																																																										
日本赤十字社	事業推進課	水戸市小吹町2551	310-0914																																																																																																										
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																																																																																																										
日立市天気相談所	所長	日立市助川町 1－1－1 0294 (22) 5520	317-0065																																																																																																										
NHK水戸放送局	技術	水戸市大町 3－4－4 029 (232) 9841	310-8567																																																																																																										
株式会社LuckyFM茨城放送	報道広報事業部	水戸市千波町2084-2 029 (244) 3991	310-8505																																																																																																										
日本赤十字社	事業推進課	水戸市小吹町2551	310-0914																																																																																																										

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
茨城県支部		029(241)4516		茨城県支部		029(241)4516			
茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3－4－16 029(262)4304	311-1214	茨城海上保安部	警備救難課	ひたちなか市和田町3－4－16 029(262)4304	311-1214		
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2－4 029(282)5100	319-1195	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字白方2－4 029(282)5100	319-1195		
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4－33 029(282)1111	319-1194	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危機管理課	那珂郡東海村大字村松4－33 029(282)1111	319-1194		
日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393	日本原子力研究開発機構 大洗研究所	危機管理課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393		
日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1－1 029(282)1211	319-1198	日本原子力発電 株式会社東海発電所	総務室 総務サブグループ	那珂郡東海村白方1－1 029(282)1211	319-1198		
(3) 放送の利用 ア 放送の要請 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。 ※ 資料2－22、2－23「災害時における放送要請に関する協定」 ※ 資料2－24「放送要請の手続き」 なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。 イ 要請の手続 放送の要請は防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入の上行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局029－232－9830、(株)茨城放送029－244－2121）又は口頭により行う。				(3) 放送の利用 ア 放送の要請 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)LuckyFM茨城放送に要請する。 ※ 資料2－22、2－23「災害時における放送要請に関する協定」 ※ 資料2－24「放送要請の手続き」 なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。 イ 要請の手続 放送の要請は防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入の上行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局029－232－9830、(株)LuckyFM茨城放送029－244－3991）又は口頭により行う。					

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載項	備考（）は意見提出元
第6節 広報 第1 広報活動 2 広報手段  広報活動実施系統図 (1) 報道機関への依頼 県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、<u>茨城放送</u>等）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。また、テレビ放送については、字幕を付けるよう併せて依頼する。 また、市町村、防災機関より、報道機関を通じた広報に	第6節 広報 第1 広報活動 2 広報手段  広報活動実施系統図 (1) 報道機関への依頼 県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、<u>LuckyFM茨城放送</u>等）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。また、テレビ放送については、字幕を付けるよう併せて依頼する。 また、市町村、防災機関より、報道機関を通じた広報に	100 100	事業者名変更による変更 （株式会社LuckyFM茨城放送） 事業者名変更による変更 （株式会社LuckyFM茨城放送）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
関する要請を受けたときは、県（防災・危機管理課長）はその旨を報道機関に対して依頼して、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。 (2) 独自の手段による広報 県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。 ① Lアラート ② 防災行政無線（同報系） ③ インターネットメール、 ④ 携帯端末の緊急速報メール ⑤ ホームページ ⑥ _____、LINE、Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ ⑦ 有線放送 ⑧ 防災ヘリコプターによる呼びかけ ⑨ 広報車による呼びかけ ⑩ ハンドマイク等による呼びかけ ⑪ ビラの配布 ⑫ 立看板、掲示板 第7節 消防活動 6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが<u>激増</u>の傾向にある。<u>とくに、休日、夜間等における件数が多く、</u>救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。 （略）	関する要請を受けたときは、県（防災・危機管理課長）はその旨を報道機関に対して依頼して、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。 (2) 独自の手段による広報 県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。 ① Lアラート ② 防災行政無線（同報系） ③ インターネットメール、 ④ 携帯端末の緊急速報メール ⑤ ホームページ ⑥ <u>X</u> _____、LINE、Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ ⑦ 有線放送 ⑧ 防災ヘリコプターによる呼びかけ ⑨ 広報車による呼びかけ ⑩ ハンドマイク等による呼びかけ ⑪ ビラの配布 ⑫ 立看板、掲示板 第7節 消防活動 6 救急業務 消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが<u>増加</u>の傾向にある。<u>_____</u>救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。 （略）	100 103	名称変更による変更 （防災・危機管理課） 統計データに基づく内容修正 （消防安全課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
第8節 水防 3 県の水防組織 水防本部 次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が解消されるまでの間、県に水防本部を設置し水防事務を処理する。なお、水防本部は県災害対策本部が設置されたときは県災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当たるものとする。 (1) 水防法第10条第1項及び第2項による予報が発せられたとき。 (2) 水防法第16条による水防警報が発せられたとき。 (3) 気象業務法第14条の2による予報及び警報が発せられたとき。 (4) 知事が水防上必要と認められたとき。 水防本部の組織は次のとおりとする。 (水防本部組織)	第8節 水防 3 県の水防組織 水防本部 次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が解消されるまでの間、県に水防本部を設置し水防事務を処理する。なお、水防本部は県災害対策本部が設置されたときは県災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当たるものとする。 (1) 水防法第10条第1項及び第2項による予報が発せられたとき。 (2) 水防法第16条による水防警報が発せられたとき。 (3) 気象業務法第14条の2による予報及び警報が発せられたとき。 (4) 知事が水防上必要と認められたとき。 水防本部の組織は次のとおりとする。 (水防本部組織)	109	組織改編に伴う修正 (河川課)

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
注）土木・工事事務所長には、大子工務所長を含む 第10節 交通計画 1 規制の種別等 （4）豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準および具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。 道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。 道路情報連絡系統図 常陸河川国道事務所 県警本部 水戸地方気象台 NHK水戸放送局 茨城放送報道機関 道路交通情報センター HP、報道、道路情報板等 県庁 水防本部 災害対策本部 道路維持課 国土交通省 関東地方整備局 1 道路部 交通対策課 2 道路部 地域道路課 各土木事務所 必要に応じて、次の1～4の各機関に連絡 1 所轄警察署 2 所轄消防機関 3 市町村 4 路線バス会社等 道路利用者 東日本高速道路㈱関東支社（必要に応じて）	注）土木・工事事務所長には、大子工務所長を含む 第10節 交通計画 1 規制の種別等 （4）豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準および具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。 道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。 道路情報連絡系統図 常陸河川国道事務所 県警本部 水戸地方気象台 NHK水戸放送局 LuckyFM茨城放送 報道機関 道路交通情報センター HP、報道、道路情報板等 県庁 水防本部 災害対策本部 道路維持課 国土交通省 関東地方整備局 1 道路部 交通対策課 2 道路部 地域道路課 各土木事務所 必要に応じて、次の1～4の各機関に連絡 1 所轄警察署 2 所轄消防機関 3 市町村 4 路線バス会社等 道路利用者 東日本高速道路㈱関東支社（必要に応じて）	112	事業者名変更による変更 （株式会社LuckyFM茨城放送）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第15節 要配慮者安全確保対策 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス 県及び市町村は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など<u>地域ケアシステムの在宅ケアチーム員</u>等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (7) <u>DWAT</u> の派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県から<u>DWAT</u> の派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への<u>DWAT</u> の派遣要請を行う。 第17節 医療・助産 4 医薬品等の確保及び供給 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱（資料11－4）により、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。 また、輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保し、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、関東甲信越ブロック血液センターを通して確保する。<u>なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県はすみやかに防災ヘリコプター等による搬送を行う。</u>	第15節 要配慮者安全確保対策 5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス 県及び市町村は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など<u>在宅療養の支援者</u>等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (7) <u>DWAT</u> の派遣 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県から<u>DWAT</u> の派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への<u>DWAT</u> の派遣要請を行う。 第17節 医療・助産 4 医薬品等の確保及び供給 茨城県災害用医薬品等確保対策要綱（資料11－4）により、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。 <u>茨城県災害薬事コーディネーターは、医薬品の供給に係る助言及び調整を行う。</u> また、輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保し、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、関東甲信越ブロック血液センターを通して確保する。 <u>なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県はすみやかに防災ヘリコプター等による搬送を行う。</u>	129 129 132	全市町村で普遍的に使用されている文言への修正 （健康推進課） 文言の修正 （福祉政策課） 医薬品等の供給調整や薬剤師の派遣調整等を行う災害薬事コーディネーター及び災害支援薬剤師を新たに認定したため。 （薬務課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第26節 応援・受援 2 応援受入体制の確保 (2) 受入施設の設備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 _____ _____ _____ _____	第26節 応援・受援 2 応援受入体制の確保 (2) 受入施設の設備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 <u>なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u>	158	防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																								
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。 1 組織（茨城支店災害対策本部） 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である 1 組織（茨城支店災害対策本部） 東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図	163	班名等の変更による修正 （東日本電信電話株式会社）																																								
2 各班の分担 (1) 茨城支店災害対策本部 <table><tr><td>本部長</td><td>本部業務を統括、本部員の指揮・統括に関すること</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>本部長の補佐及び 本部長不在時代行、各事業部門の指揮・統括に関すること</td></tr><tr><td>情報統括班</td><td>本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること</td></tr><tr><td>サービス統制班</td><td>電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること 災害対策機器の設置運用に関すること</td></tr><tr><td>建物電力班</td><td>電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること</td></tr><tr><td>所外設備班</td><td>応急復旧 現場調査 に関すること</td></tr><tr><td>所内設備班</td><td>応急復旧 現場調査 に関すること</td></tr><tr><td>資材班</td><td>調達 緊急輸送 に関すること</td></tr><tr><td>法人ユーザ班</td><td>ユーザ情報の収集及び意向調査 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること</td></tr><tr><td>マスユーザ班</td><td>災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること 利用者の利便に関する事項の指導に関すること</td></tr></table>	本部長	本部業務を統括、本部員の指揮・統括に関すること	副本部長	本部長の補佐及び 本部長不在時代行、各事業部門の指揮・統括に関すること	情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること	サービス統制班	電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること 災害対策機器の設置運用に関すること	建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること	所外設備班	応急復旧 現場調査 に関すること	所内設備班	応急復旧 現場調査 に関すること	資材班	調達 緊急輸送 に関すること	法人ユーザ班	ユーザ情報の収集及び意向調査 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること	マスユーザ班	災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること 利用者の利便に関する事項の指導に関すること	2 各班の分担 茨城支店災害対策本部 <table><tr><td>本部長</td><td>本部の統括・指揮に関すること</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>本部長の補佐および本部長不在時代行 に関すること</td></tr><tr><td>情報統括班</td><td>本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること</td></tr><tr><td>設備班(所内)</td><td>応急復旧 現場調査 に関すること</td></tr><tr><td>設備班(所外)</td><td>応急復旧に関すること 現場調査に関すること 調達に関すること 緊急輸送に関すること</td></tr><tr><td>建物電力班</td><td>電力設備、空調設備の状況（被災および復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災および復旧）に関すること</td></tr><tr><td>マスユーザ班</td><td>利用者の利便に関する事項の指導に関すること 災害時用公衆電話（特設公衆電話）のニーズ把握、お客様案内および提供状況に関すること</td></tr><tr><td>法人ユーザ班</td><td>ユーザ情報の収集および意向調査に関すること 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること</td></tr><tr><td>総務広報班</td><td>社員の安否、住宅被災状況調査、その措置に関すること 後方支援活動に関すること 社内外広報に関すること お客様の声の収集等に関すること</td></tr><tr><td>現地対応班</td><td>現地復旧 に関すること</td></tr></table>	本部長	本部の統括・指揮に関すること	副本部長	本部長の補佐および本部長不在時代行 に関すること	情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること	設備班(所内)	応急復旧 現場調査 に関すること	設備班(所外)	応急復旧に関すること 現場調査に関すること 調達に関すること 緊急輸送に関すること	建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災および復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災および復旧）に関すること	マスユーザ班	利用者の利便に関する事項の指導に関すること 災害時用公衆電話（特設公衆電話）のニーズ把握、お客様案内および提供状況に関すること	法人ユーザ班	ユーザ情報の収集および意向調査に関すること 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること	総務広報班	社員の安否、住宅被災状況調査、その措置に関すること 後方支援活動に関すること 社内外広報に関すること お客様の声の収集等に関すること	現地対応班	現地復旧 に関すること		
本部長	本部業務を統括、本部員の指揮・統括に関すること																																										
副本部長	本部長の補佐及び 本部長不在時代行、各事業部門の指揮・統括に関すること																																										
情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること																																										
サービス統制班	電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること 災害対策機器の設置運用に関すること																																										
建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災及び復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災及び復旧）に関すること																																										
所外設備班	応急復旧 現場調査 に関すること																																										
所内設備班	応急復旧 現場調査 に関すること																																										
資材班	調達 緊急輸送 に関すること																																										
法人ユーザ班	ユーザ情報の収集及び意向調査 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること																																										
マスユーザ班	災害時用公衆電話のニーズ把握、お客様案内及び提供状況に関すること 利用者の利便に関する事項の指導に関すること																																										
本部長	本部の統括・指揮に関すること																																										
副本部長	本部長の補佐および本部長不在時代行 に関すること																																										
情報統括班	本部の運営・調整に関すること 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること																																										
設備班(所内)	応急復旧 現場調査 に関すること																																										
設備班(所外)	応急復旧に関すること 現場調査に関すること 調達に関すること 緊急輸送に関すること																																										
建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災および復旧）に関すること 建物（電気通信ビル）の状況（被災および復旧）に関すること																																										
マスユーザ班	利用者の利便に関する事項の指導に関すること 災害時用公衆電話（特設公衆電話）のニーズ把握、お客様案内および提供状況に関すること																																										
法人ユーザ班	ユーザ情報の収集および意向調査に関すること 重要ユーザ等の復旧優先調整に関すること																																										
総務広報班	社員の安否、住宅被災状況調査、その措置に関すること 後方支援活動に関すること 社内外広報に関すること お客様の声の収集等に関すること																																										
現地対応班	現地復旧 に関すること																																										

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																				
2 風水害対策計画 第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第6 義援金の募集及び配分 2 委員会の設置 (2) 委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。 1) 茨城県 2) 茨城県市長会 3) 茨城県町村会 4) 日本赤十字社茨城県支部 5) 茨城県共同募金会 6) 株式会社茨城新聞社 7) 株式会社_____茨城放送 6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況 (単位：km) <table><tr><th>道路の種類</th><th>路線数</th><th>実延長</th></tr><tr><td>高速自動車国道</td><td>3</td><td>201.5</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>18</td><td>1,180.6</td></tr><tr><td>県道</td><td>316</td><td>3,377.4</td></tr><tr><td>市町村道</td><td>190,303</td><td>50,805.6</td></tr><tr><td>合計</td><td>190,640</td><td>55,565.1</td></tr></table> (平成30年4月1日現在) ※県道に自転車道を含めない	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	201.5	一般国道	18	1,180.6	県道	316	3,377.4	市町村道	190,303	50,805.6	合計	190,640	55,565.1	2 風水害対策計画 第3章 災害復旧計画 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第6 義援金の募集及び配分 2 委員会の設置 (2) 委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。 1) 茨城県 2) 茨城県市長会 3) 茨城県町村会 4) 日本赤十字社茨城県支部 5) 茨城県共同募金会 6) 株式会社茨城新聞社 7) 株式会社LuckyFM茨城放送 6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況 (単位：km) <table><tr><th>道路の種類</th><th>路線数</th><th>実延長</th></tr><tr><td>高速自動車国道</td><td>3</td><td>201.5</td></tr><tr><td>一般国道</td><td>18</td><td>1,181.8</td></tr><tr><td>県道</td><td>316</td><td>3,386.4</td></tr><tr><td>市町村道</td><td>190,336</td><td>50,880.7</td></tr><tr><td>合計</td><td>190,673</td><td>55,650.4</td></tr></table> (令和4年3月31日現在) ※県道に自転車道を含めない	道路の種類	路線数	実延長	高速自動車国道	3	201.5	一般国道	18	1,181.8	県道	316	3,386.4	市町村道	190,336	50,880.7	合計	190,673	55,650.4	178	事業者名変更による変更 (株式会社LuckyFM茨城放送)
道路の種類	路線数	実延長																																					
高速自動車国道	3	201.5																																					
一般国道	18	1,180.6																																					
県道	316	3,377.4																																					
市町村道	190,303	50,805.6																																					
合計	190,640	55,565.1																																					
道路の種類	路線数	実延長																																					
高速自動車国道	3	201.5																																					
一般国道	18	1,181.8																																					
県道	316	3,386.4																																					
市町村道	190,336	50,880.7																																					
合計	190,673	55,650.4																																					
		233	時点修正 (道路維持課)																																				

茨城県地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 県内の交通量 茨城県内における平均交通量は、平日が7,726台／12hである。（平成27年度道路交通センサス）主要な国道や幹線道路の交通量が集中し、また地域的には県南、県央地域に集中しているのが特徴である。	3 県内の交通量 茨城県内における平均交通量は、平日が10,204台／日である。（令和3年度道路交通センサス）主要な国道や幹線道路の交通量が集中し、また地域的には県南、県央地域に集中しているのが特徴である。	233	時点修正 （道路維持課）
7 危険物等災害対策計画 第3章 高圧ガス・火薬類の予防対策 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬__取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。	7 危険物等災害対策計画 第3章 高圧ガス・火薬類の予防対策 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。	250	法令名の脱字訂正のため （消防安全課）